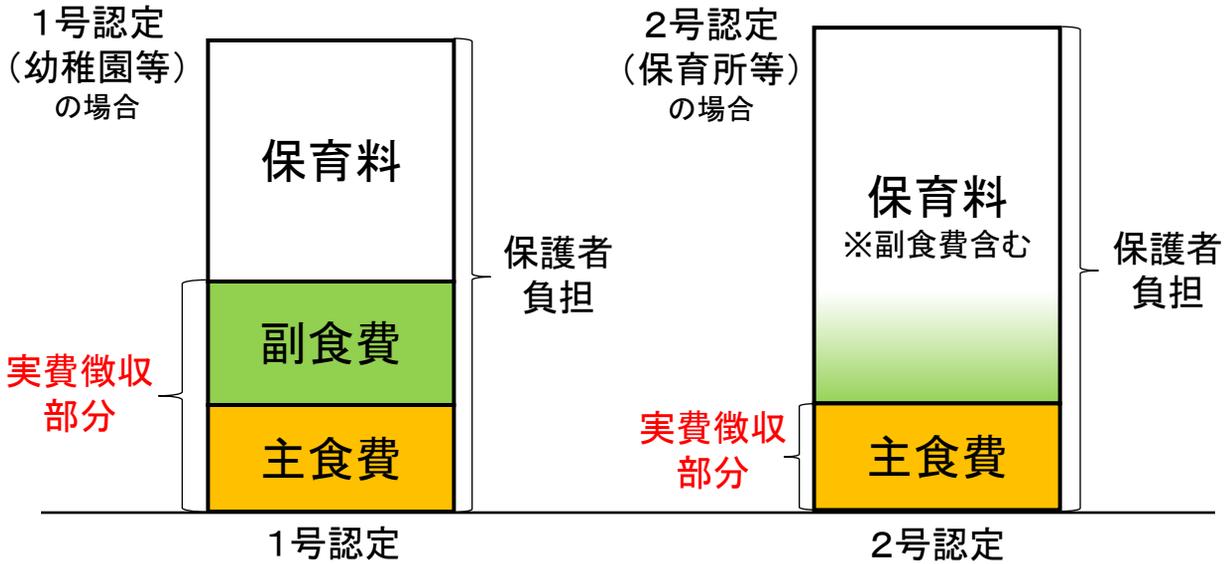


幼児教育・保育の無償化に伴う

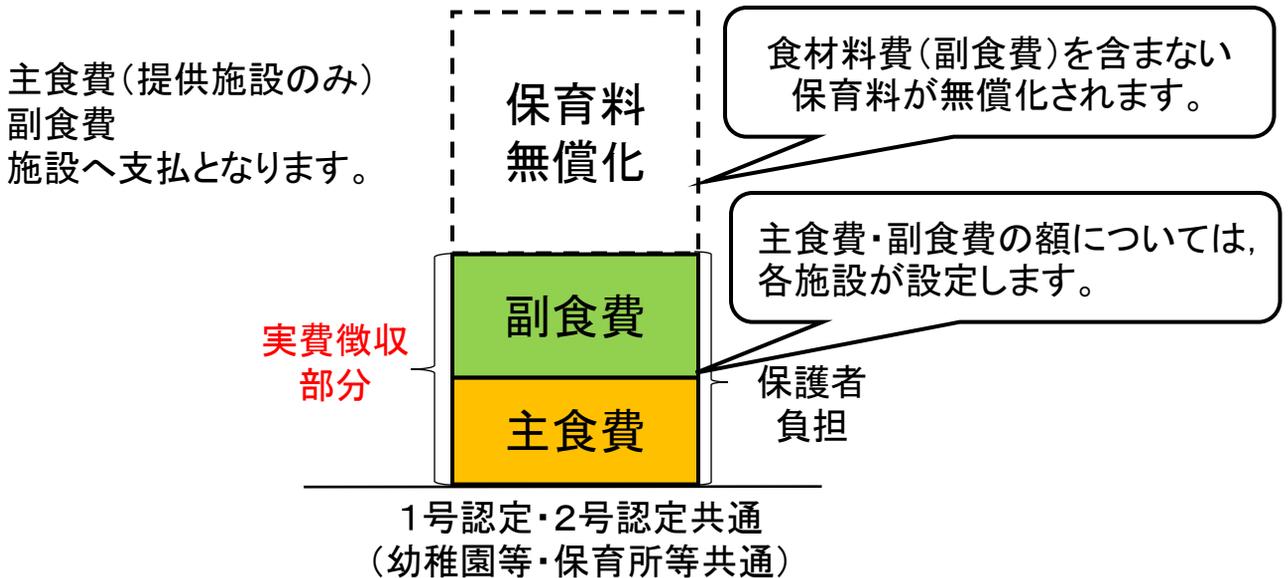
食材料費(給食費)の取扱いについて

食材料費(給食費)については、無償化後も引き続き保護者の皆様のご負担となります。

令和元年9月までの保護者負担内訳



令和元年10月からの保護者負担内訳



※ 年収360万円未満相当世帯の子ども及び第3子以降の子ども(注1)については、おかず・おやつなどの副食費が免除されます。

注1 多子世帯のカウントについては、従前の保育料算定による方法となります。
(1号認定⇒小学校第3学年まで 2号認定⇒小学校就学前まで)